



行政相談シンボルマーク

総務省の行政相談における 外国人からの相談への対応（令和元年度）

令和2年10月16日

総務省行政評価局



行政相談マスコット
キクーン

< 目 次 >

1. 外国人からの相談件数	1
2. 外国人対応機関との連携強化	2
① 情報共有と意見交換	2
② 外国人対応機関等が主催するイベントにおける行政相談の実施	2
③ 一日合同行政相談所への外国人対応機関等の参加	2
3. 総務省の行政相談における外国人対応の強化	3
① 外国人への広報の強化	3
② 多言語対応の相談窓口の開設	4
③ 英語メール相談(Kikumimi)による行政相談の受付	5
④ モデルとなる取組の実施	6
4. 外国人からの相談内容(例)	7
5. 外国人からの相談受付事例	8
6. 令和2年度 新型コロナウイルス感染症に関する英語メールの相談事例	14

<英語メール相談のバナー>

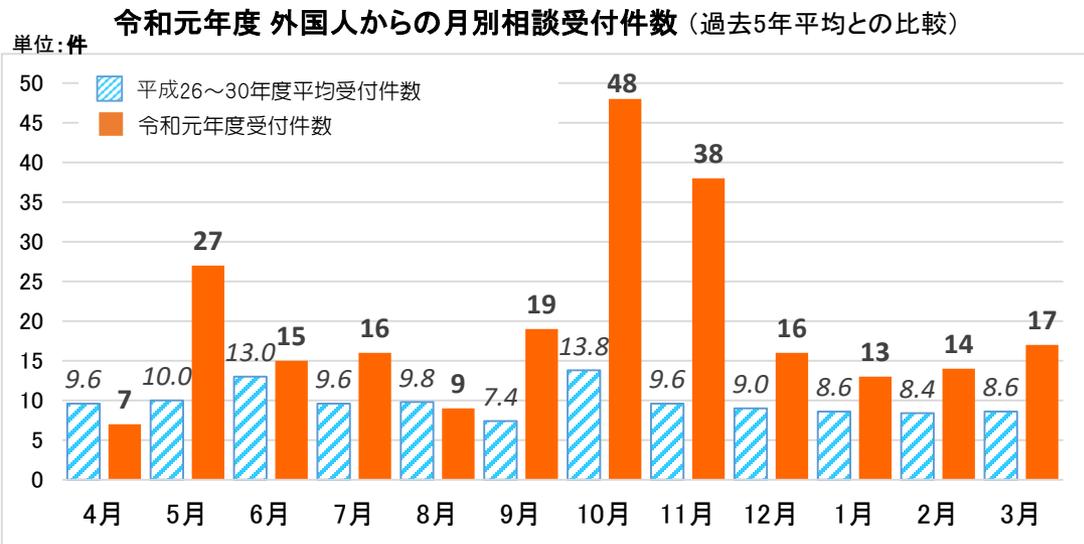
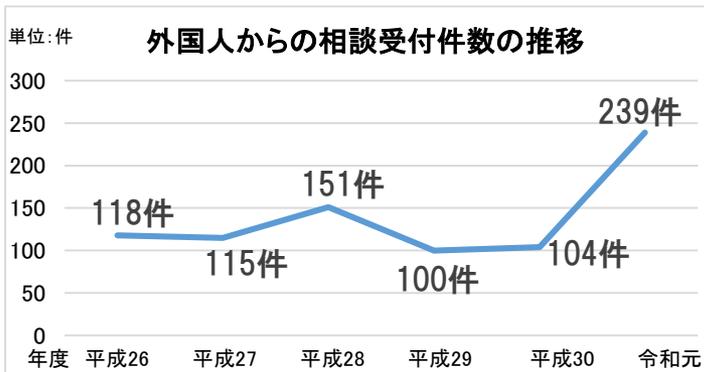


<令和3年 行政相談委員制度は60周年を迎えます>

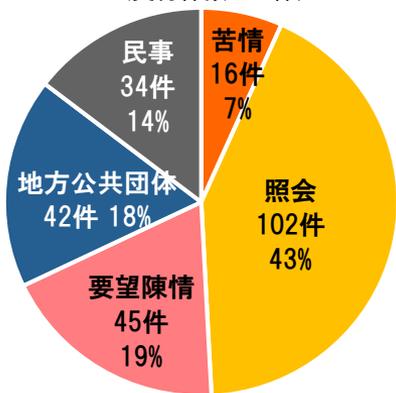


1. 外国人からの相談件数

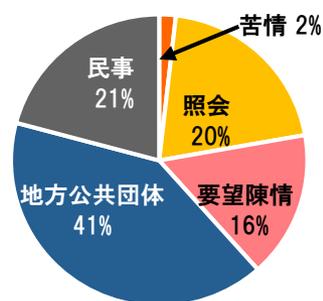
- ◇ 政府の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の策定(平成30年12月)に続き、改正入管法の施行に伴い新たな在留資格が創設(平成31年)され、在留外国人の更なる増加が見込まれる中、
- ◇ 総務省の行政相談においても、令和元年度から外国人に対する取組を一層推進



令和元年度 外国人からの相談受付
事案分類割合
(受付件数 239件)



令和元年度 相談受付事案
総件数の事案分類割合
(総受付件数16万3689件)



※ 苦情・照会・要望陳情は、国・独立行政法人等に関するもの。
 ※ 外国人からの相談は、行政相談の総受付事案(右側の円グラフ)と比較すると、国・独立行政法人等に関する事案の割合が多い。
 ※ 構成比は、四捨五入のため、合計が100とならない場合がある。

令和元年度 行政分野別 外国人からの相談受付件数 (単位:件)			
出入国管理	30	交通安全・救急・生活安全	9
職業安定・労働基準	25	児童・母子福祉・社会福祉	9
国税	20	学校・教育	5
公務員サービス・制度	18	年金・医療保険	5
戸籍・国籍・登記・人権	18	その他	43
医事・健康保険	15	民事	30
電気通信・電波	12	合計	239

2. 外国人対応機関との連携強化

① 情報共有と意見交換

- ◆ 地方公共団体には、様々な名称や形態の多文化共生に係る対応部局があり、国際交流協会等（NGO）との協働により、外国人のための相談窓口を設置し活動している。また、平成30年12月の「総合的対応策」に応じ、139の自治体が一元的相談窓口を設置（以下総称して「外国人対応機関」という。）
- ◆ 全国の総務省行政相談センター（以下「行政相談センター」という。）は、これらの外国人対応機関との情報共有や意見交換を実施し、連携の強化を推進（43センター）
- ◆ 外国人対応機関主催の会議や研修の場で、総務省の行政相談の概要やあっせん機能の活用等を説明し連携を図ったほか、行政相談センター主催の官公庁苦情相談連絡協議会や行政相談委員研修において、外国人対応機関から地域の相談の実情について説明を受けた。（27センター）



<事例>都道府県の国際交流協会に行政相談制度を丁寧に説明した結果、行政相談センターに外国人からの相談が寄せられるようになり、苦情の解決や情報提供につながる事案が増加（14センター）



国際交流イベントでの行政相談（東京都江戸川区）

② 外国人対応機関等が主催するイベントにおける行政相談の実施

- ◆ 外国人対応機関等が主催する国際交流イベント、外国人向けの相談所等に参加し、相談の受付や広報活動を実施（9センター：東京、岐阜、三重、大阪、和歌山、広島、徳島、香川、沖縄）



小学校の外国人保護者との行政相談懇談会（香川県丸亀市）

③ 一日合同行政相談所への外国人対応機関等の参加

- ◆ 一日合同行政相談所に国際交流協会等の外国人対応機関等が参加し、外国人からの相談受付体制を拡充（5センター：徳島、愛媛、高知、大分、沖縄）



<事例>外国人対応機関主催の協議会に参加し、行政相談について説明したところ、行政書士会から、一日合同行政相談所への参加申出があり、外国人を対象に相談活動を実施している行政書士が同合同相談所に参加して相談を受け付けた。（徳島）



国際交流イベントでの行政相談（東京都三鷹市）

3. 総務省の行政相談における外国人対応の強化

① 外国人への広報の強化

◆ 行政相談多言語リーフレット(12か国語)の作成 –「やさしい日本語」併記–

- これまでの多言語リーフレット(8か国語)を、令和元年度に12か国語に拡大(英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、マレー語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、)。また、これらの言語に「やさしい日本語」を併記
- 多言語リーフレットは、全国の行政相談センターや一日合同行政相談所に加えて、地域の外国人対応機関の相談窓口において配架

◆ 様々なメディアの活用

- ケーブルTVで行政相談委員が外国人と協力して広報(島根)
- 大学、日本語学校、専門学校のSNSで一日合同行政相談所の情報等を発信(京都、徳島)
- 外国人対応機関のHPに行政相談センターのHPやKikumimi(英語メール相談)の情報をリンク(5センター:新潟、福井、和歌山、広島、沖縄)
- 国際交流センターが発行する機関誌(4か国語)に、行政相談センターの情報を掲載(福井)



行政相談多言語リーフレット(12か国語に「やさしい日本語」を併記)
↓ 詳細はこちら



【沖縄】那覇市一日合同行政相談所における外国語での相談案内(英語・中国語・ポルトガル語のリーフレットを配置)



【島根】ケーブルTVでの広報(外国人が参加し母国語で相談所の開設をPR)

3. 総務省の行政相談における外国人対応の強化

② 多言語対応の相談窓口の開設

◆ 行政相談センターの相談窓口翻訳機器を配置

- 多言語翻訳アプリ(ボイストラ)を導入したタブレット端末やポケットークを配備(50センター)
- 外国人からの相談に対する初期対応(窓口対応、相談概要の把握)に活用

 <事例>行政相談委員の全体会議や研修において、ボイストラやポケットークの使い方、スマートフォンへのボイストラの導入方法を紹介(7センター:函館、愛知、静岡、和歌山、広島、岡山、山口)

◆ 国際交流協会等と連携し、通訳サービスを活用

- 国際交流協会等が一日合同行政相談所等に通訳を派遣して協力(9センター:群馬、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、山口、沖縄)
- 3者通話機能のある電話を利用した通訳協力(5センター:福島、新潟、大阪、奈良、山口)

 <事例>県の外国人相談センターと3者通話機能の利用を通じた協力関係を構築した結果、令和元年10月から翌年3月末までの半年間に、3者通話機能を利用した相談が7件あった(平成30年度の外国人からの相談は1件のみ)。(新潟)

- スピーカーフォン機能を利用した通訳の協力(徳島)

 <事例>外国人相談者が行政相談センターや行政相談委員の定例相談に来所した際、県国際交流協会に携帯電話等で電話をかけ、スピーカーフォン機能を利用した通訳の協力を得る。行政相談委員には、全体会議において利用方法を説明

◆ タブレット端末を利用した通訳サービスを試験的に利用(東京、群馬)



通訳サービスが利用できる
タブレット端末

一日合同行政相談所(群馬県太田市)



静岡行政相談センター作成の行政相談委員研修資料(ボイストラ・ポケットーク紹介)

3. 総務省の行政相談における外国人対応の強化

③ 英語メール相談 (Kikumimi) による行政相談の受付

- ◆ 平成31年3月1日から、英語メールによる行政相談を開始。本省及び全国50か所の行政相談センターのHPに、バナーを掲載して周知しているほか、外国人対応機関にチラシを配架、自治会掲示板にポスターを掲示するなどによって周知
- ◆ 令和元年度には、31件の相談を受付(平成31年3月の1件含む)

○ 令和元年度の相談実績 (受付総数 31件)

- ・ 国籍：スペイン、フィンランド、フランス、アメリカ、中国、インド、シンガポール、台湾、マレーシア、フィジー、オーストラリア (国籍判明分のみ)
※海外在住の日本人からの英語メールによる相談もあり
- ・ 相談内容：電波法に関する照会、交通事故、学校・教育、金融、携帯電話、銀行、役所の休日、情報公開、健康保険など

○ 令和2年度は、9月末現在28件受付 (新型コロナ関係(12件)、電気通信、騒音被害、電波法関連、車輸入など)



←「英語メール相談」のバナー
 ・総務省「ご意見・ご提案」案内
 ・行政評価局HP・全国50か所の行政相談センターのHPで周知

Do you have a problem?

I wish to lodge a complaint, opinion or request of a government office.
 I'm not sure of the correct procedures.
 I don't know where to go to seek advice.
 It is hard to approach government offices for advice.

MIC's Administrative Counseling will give you useful advice!

When you have a complaint, opinion or request regarding government services, operations or procedures, MIC's administrative counseling will provide useful advice on a various range of matters, for example:

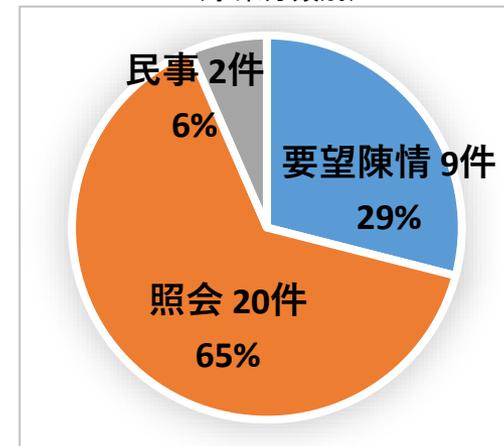
- Windows for counseling** : I have no idea where best to go for the necessary procedures or for advice.
- Employment** : I am opposed to work long hours, I'd like to revise my working conditions and working hours.
- Immigration** : I have applied for a Certificate of Eligibility for my stay but have been kept waiting a long time. What should I do?
- Medical Insurance/Pension** : Please let me know the qualification requirements and benefits of the Japanese National Pension and Medical Insurance system.
- Road** : I can't read road signs at junctions which are written only in Kanji. I wish that a romanized version could be added.

Your question, inquiry, complaint related to government administration will be received at kikumimi.japan@soumu.go.jp (English only)

* Please do not attach any files or URLs in your mails, as this will require us to perform extra security checks, causing delays in replying to your mails.

総務省 Ministry of Internal Affairs and Communications

令和元年度 英語メールでの相談受付 (事案分類別)



「英語メール相談」のリーフレット → 外国人対応機関の相談窓口での配架や自治会掲示板に掲示

3. 総務省の行政相談における外国人対応の強化

④ モデルとなる取組の実施

◆ 外国人住民の多い3地域において、一日合同行政相談所等を開設。外国人対応の取組モデルとして、試行的に様々な広報活動や相談対応を実施

【群馬】太田市一日合同行政相談所 令和元年10月28日

ブラジル人を中心に外国人が多く居住する太田市の一日合同行政相談所において、市役所の協力を得て、外国人住民へ外国語版チラシを配布。加えて、スーパー・役所等へのポスター掲示等、外国人向けの広報を集中的に行った。

また、太田市国際交流協会の通訳の協力を得て、外国人相談者への対応体制を整えた。

Você tem um problema?
Do you have a problem?

行政相談センター
Kikumimi

TEL. 0570-090110

太田 一日合同行政相談所
Ota City One-day Joint Administrative Counseling Center

ひにち: 10月28日(木) 13:00~16:00
Date: 13:00-16:00 Monday, 28 October

会場: 太田市役所南庁舎3階
Venue: Local: South Building, Ota City Hall

↑ やさしい日本語・英語・ポルトガル語による相談所のチラシを、太田市が4か国語で発行する情報誌に挟み込み、小学校や教会を介して配布



→ 国際交流協会の通訳を介した相談の様様

【東京】三鷹国際交流フェスティバル 令和元年9月22日

三鷹国際交流協会が主催するイベントで、行政相談委員が相談所を開設。「タブレット通訳」(注)やボイストラを導入した端末及びポケットブックを用意して相談対応に当たった。

また、会場では、やさしい日本語・英語・中国語の3か国語によるチラシを配布して、日本人と外国人に行政相談をPRした。



会場である井の頭公園には、約100店の出店があり、4万人が来場

← タブレット通訳を活用した相談の様様

(注)コールセンターに接続すると、通訳者と相談者がビデオ通話でき、通訳者がその場で通訳を行うサービス

【東京】港区一日合同行政相談所 令和元年11月26日

会場である都立図書館の協力を得て、事前に4か国語版チラシを配置。また、外国人住民向けポータルサイトへのイベント情報の掲載、最寄駅や外国人がよく利用するスーパーでのチラシ掲示、新聞折込広告、自治会回覧等を実施した。

当日は、タブレット通訳やボイストラを導入した端末を準備して相談対応に備えた。

One-day Joint Administrative Counseling Center

Event Duration: 11.26.2019 (Tue)
Time of Event: 13:00-16:00
Venue Name: Tokyo Metropolitan Central Library 4F
Address: 5-7-13 Minami-Azabu, Minato-ku

↑ 東京都国際交流委員会が運営する外国人住民向けポータルサイト「Life in Tokyo」へのイベント情報掲載

→ 外国人の利用が多いスーパーでのチラシ掲示



4. 外国人からの相談内容(例)

行政相談センター受付		英語メール相談(Kikumimi)受付	
出入国管理	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者の在留資格認定証明書を早く交付してほしい。 日本で働いており、家族を日本に呼び寄せたい。家族滞在ビザを申請するにはどうすればよいか。 結婚ビザが3か月後に更新期限を迎えるが、更新できるか不安。どこに相談すればよいか。 両親を日本に呼び寄せたいが、どこに相談すればよいか。 日本人と離婚したいと考えているが、4年残っているビザに対してどのような影響があるか教えてほしい。 	電気通信・電波	<ul style="list-style-type: none"> 日本における微弱電波の規制について知りたい。 電波法第100条に係る許可申請について教えて欲しい。 マンションの部屋の真上に、連絡が不十分なまま、5G基地局の建設が開始され騒音被害等を受けている。これを規制する法整備をしてほしい。 高周波利用設備の設置に係る許可について、質問したい。
国税	<ul style="list-style-type: none"> アルバイトの賃金にかかる所得税額について教えてほしい。 中国にいる母を扶養しているが、現金で生活費を渡しているため証明ができず扶養認定されていない。その分支払った税金を還付してもらえないか。 	消費者保護	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話の契約の際に2つのSIMカードを登録していたが、解約の際に片方のSIMしか登録の解除がされておらず、もう片方について料金が発生していた。 携帯電話のサービスについて、料金の具体的な説明がない上に、契約を終了しても料金が発生している。
医事・健康保険	<ul style="list-style-type: none"> 病院において日本語で病状を伝えられないことがあるので、病院に通訳を配置してほしい。 病院で提出を求められる問診票や同意書の日本語が難しくて理解できない。外国人が理解できるような配慮をしてほしい。 急病の外国人技能実習生のために救急車を呼んだが、通訳がないことを理由に診療を拒否された。 	学校・教育	<ul style="list-style-type: none"> 留学生は日本語ができなくても受け入れるのに、日本語を母国語としない在留外国人の子供にとって、高校・大学進学ハードルが高い。 国立大学のハラスメント相談窓口は、訓練を受けたオンブズマンがいない等の理由により、適切に機能していない。改善するための方法等を尋ねたい。
職業安定・労働基準	<ul style="list-style-type: none"> 日本国内で国籍により就労が制限されている職業があれば教えてほしい。 勤務先から一方的に給料日を変更されたことについて、英語で相談できる窓口を教えてください。 起業したいが、労働関係等について注意すべき点を教えてください。 	金融・銀行	<ul style="list-style-type: none"> 海外の銀行から日本の民間銀行への送金の際に請求された日本側の銀行手数料の額に納得がいかない。どのように抗議すればよいか。 仮想通貨を用いた詐欺において、不適切な対応をした金融サービス業者についての相談に対応してほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 外国人には、在留期限と同じ期限のマイナンバーカードが発行されるが、在留期限の更新手続きに時間がかかるため、マイナンバーカードの有効期限が過ぎてしまう。マイナンバーカードの更新には料金がかかるが、何とかできないか。 日本に呼び寄せた子供は観光ビザで入国し、家族滞在ビザへの変更申請中なので、住民票がない。保育所に入れるにはどうすればよいか教えてほしい。 友人から聞いた話によると、外国人が遺族年金を受け取るには、出生証明書が必要だそうだが、本当なのか教えてほしい。 バス停の案内表示が分かりにくい。日本語でもよいので外国人にも分かりやすい表示にしてほしい。 	年金・医療保険	<ul style="list-style-type: none"> 民間保険に加入しているが、日本の公的医療保険に支払をしなければならないのか。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 私は1年間の投資・経営ビザを所有する者だが、妻子の在留資格について教えてほしい。 日本の政府情報システム管理データベース及びITダッシュボード(政府の府省ごとのIT投資の状況を確認できるサイト)が、政策立案の過程でどのように活用されているのかを知りたい。 私が始めようとしている事業について、今後に向けたアドバイスがほしい。 法務省が保有する「外国人権相談ダイヤル(Human Rights Hotline)」に関する情報について、開示請求したい。 日本では、年末年始は1月1日のみ祝日と規定されているのに、内閣府が12月31日、1月2日、1月3日も休日としている理由を教えてください。 私は、日本の捕鯨の資料の公開状況にとっても失望している。関連政策や基礎資料を提供してほしい。 第25回参議院議員通常選挙の投票率を知りたいが、HPでは見つけることができなかった。教えてください。 日本に移住するに当たって、空き家に関する情報がほしい。

5. 外国人からの相談受付事例 <全国的な改善を求めることになった事例>

事例1) 非永住者が所得税の確定申告をする際の必要書類を周知してほしい

【相談要旨】

非永住者である私が所得税の確定申告書を提出したところ、後日、税務署から「在留カード」及び「居住形態等に関する確認書」の提出を求める督促状が届いた。

国税庁のHP等を確認したが、「在留カード」の添付に関する記載はなく、「居住形態等に関する確認書」は、記載事項が非常に分かりにくく、国税庁や県内の税務署に照会したところ、例えば「当初の入国年月日」の定義がばらばらで、「入国許可を受けた日」や「入国許可日以前に入国した場合は、当該日を記載する」など、窓口によって異なる説明をされた。

非永住者の確定申告に必要な書類は、HP等で周知し、それらの書類への記載事項は、定義を統一し、分かりやすくしてほしい。

<非永住者とその所得税の課税対象>

所得税法において、非永住者は、居住者(国内に住居を有し、又は現在まで引き続き1年以上居所を有する個人)のうち、「日本国籍を有しておらず、かつ過去10年以内において国内に住居又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人」と定義されている(第2条第4号)。

非永住者は①国外源泉所得以外の所得、②国外源泉所得のうち国内で支払われ、又は国外から送金された所得について課税される。



【対応状況】

行政相談センターが国税庁のHPやパンフレットを確認したところ、非永住者が確定申告書を提出する際の書類として、「在留カード」は身分確認書類の一つとして例示されているものの、必須の書類とは記載されておらず、また、「居住形態等に関する確認書」の提出についても必要だという案内がないことが判明。

相談者の要望を国税局の支部に連絡したところ、国税局に引き継がれ、「全国で統一的な対応を検討していく」旨の回答を得たため、相談者にその旨を回答しました。

5. 外国人からの相談受付事例 <県の国際交流協会との連携で適切な情報提供ができた事例>

事例2) 住民登録がない子の保育所入所

【相談要旨】

私は就労ビザを持ちA市に住民登録している。この度、母国から子供を呼び寄せ、現在、家族滞在ビザの申請中で、許可は2週間後に下りる予定。

子供を保育所に預けたいのでA市役所に照会したところ、住民登録がない児童は、入所できないと言われ困っている。



【対応状況】

相談者は、県の国際交流協会に来訪し相談。協会では相談先が明確でなかったため、日頃から連携関係にある行政相談センターに連絡。

行政相談センターが、相談者の居住するA市の教育委員会に照会したところ、「原則、保育所の入所には住民登録が必要だが、両親が住民であり、住民登録をする予定の子は、入所できる可能性がある」ということが判明。

相談者にこのことを伝え、改めてA市役所に相談するように助言しました。



5. 外国人からの相談受付事例 <適切な相談窓口を教示した事例>

事例3) 勤務先から一方的に給料日を変更された

【相談要旨】

来日して10年以上英会話講師として働いているが、勤務先から毎月25日の給料支払日を10日に変更すると12月19日に通告された。このため今月は、12月25日の給料の支払がなく、11月の給料日の次は、来年1月になってしまう。12月に給料の支払がなければ、生活費などに困る。

このような一方的なやり方が許されるのか、分割で一部の給料だけ12月中に支払を求められないか、英語で相談できる窓口を紹介してほしい。



【対応状況】

労働基準法第24条第2項は、「賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない」と規定しており、本件はこれに違反する恐れがあることから、厚生労働省が外国人向けに設置している様々な相談窓口への相談を勧めました。

- ①外国人労働者相談コーナー（法律の解釈・考え方の確認）
- ②労働条件相談ほっとライン（労働条件の悩み・不安の相談）
- ③総合労働相談コーナー（勤務先と話し合いたい場合）
- ④労働基準監督署（勤務先を指導してほしい場合）

5. 外国人からの相談受付事例 <制度について詳しく説明したことで納得を得た事例>

事例4) 母国に居住する親族に対する日本の扶養控除認定に不満

【相談要旨】

私は母国に居住している両親を扶養しているが、銀行で送金する手数料が高額なため、帰国の度に現金を渡している。

日本の所得税では、海外在住の扶養親族について、扶養控除できると聞いているが、扶養していることは間違いないのに、私の場合は認められないのは不満。



【対応状況】

所得税の扶養控除は、扶養親族の国籍(日本人・外国人)や居住地(国内・海外)を問わず認められており、源泉徴収義務者を通じて税務署に「扶養控除認定申請書」を提出する必要があります。

別居親族に関しては、国内海外を問わず、送金事実証明が必要で、海外の場合は、外国送金依頼書の写しやクレジットカードの利用明細書の写し等の提出が定められています。

相談者に、扶養控除制度を利用するためには、これらの手続が必要となっていることについて丁寧に説明し、理解を得ました。

5. 外国人からの相談受付事例 <オンラインで細やかな情報提供をした事例>

事例5) 家族滞在ビザの申請方法について

【相談要旨】(英語メールでの相談)

私は、経営・管理ビザで在留しており、最近呼び寄せた家族(妻・子2人)は、90日の臨時ビザで入国した。家族のビザを「家族滞在ビザ」に変更するために必要な「在留資格認定証明書」の申請がしたい。どこでどのようにすればよいのか、手続きにどのくらい時間がかかるか教えてほしい。

I am living in Japan with a business manager visa, and would like to apply for family visa status for my wife and two children who have recently arrived on a 90 day temporary visa. I know that firstly we have to apply for COE (Certificate of Eligibility). Please let me know how and where to apply for their COE and how long does it take?



【対応状況】(英語メールでの回答)

必要な手続と書類については、出入国在留管理局の外国語対応インフォメーションセンター(電話:03-5796-7112)で御確認ください。また、あなたの居住地を所管する出入国在留管理局出張所に確認したところ、申請には通常1~3か月かかるため、その間に家族の臨時滞在期間が切れるとオーバーステイになってしまうので注意が必要です。また、申請は郵送では受け付けておらず、窓口に出頭する必要がありますが、同出張所は外国語の対応が不可能なので、日本語のできる通訳(又は友人等)が同行するか、東京出入国在留管理局に出頭する必要があります。

For the specific procedure and necessary documents, the immigration information center (TEL:03-5796-7112) of the Immigration Services Agency(ISA) of Japan will provide you with the explanation in foreign languages including English.

As we checked with your resident's ISA local branch office, it will takes about 1 to 3 months from the COE application to its being granted. It require attention that your dependents must depart from Japan temporally, if their short-term visas expire before the granting of COEs, otherwise they will be illegally overstaying. In addition please note that the application for COE by postal correspondence is NOT accepted, and you must hand the application directly at a counter of the ISA. In your local branch office, there is no English-speaking (or any other language) staff. Please take a Japanese-speaking interpreter (or friend) with you, or you can apply at the Tokyo Regional Immigration Bureau.

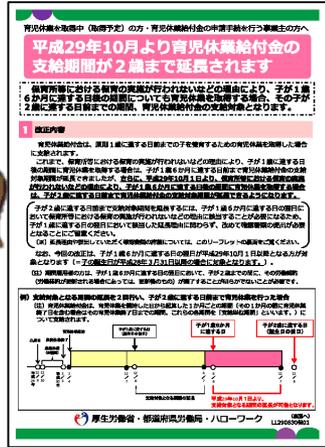
5. 外国人からの相談受付事例 <総務省のあっせんに関連した助言の事例>

事例6) 育児休業給付金の支給期間を延長してほしい

【相談要旨】

私は今、育児休業中で、12月8日で1歳になった子がいる。12月から職場復帰しようと思い、保育所入所の申込みのため11月13日に市役所に出向いたが、12月からの入所は、11月11日までに申し込む必要があることを、その時初めて知った。そのため1月からの入所申込みとなった。

そのことを勤務先に伝え、育児休業の延長と育児休業給付金の延長を申請したが、12月に保育所に入所できなかったという市役所からの証明書がないことを理由に、育児休業給付金の支給期間は延長できないと言われた。



【対応状況】

相談者は、行政評価局が平成28年10月に厚生労働省にあっせんした「保育所に入所できないことを事由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続及び要件の周知」を見て、行政相談センターに来所。

当該あっせんでは、子が保育所に入所できず、1歳以後の期間も育児休業せざるを得ない場合、給付金が支給されるための手続や要件に係る周知について、全国的な改善を求めています。

行政相談センターでは、このあっせんの内容を相談者に説明し、まず、所轄のハローワークに相談してみるよう助言しました。

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

<保育所に入所できないことを事由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続及び要件の周知>

総務省行政評価局では、平成28年10月28日に標記の案件について厚生労働省にあっせんしました。

報道資料はこちら →



6. 令和2年度 新型コロナウイルス感染症に関する英語メールの相談事例 ①

事例1) 留学を終えて帰国の予定だったが帰国できなくなった

【相談要旨】(英語メールでの相談)

私は、日本で1年3か月間、留学生として勉強し、3月18日に卒業した。3月中に帰国する予定だったが、新型コロナウイルスの影響で航空便が何度もキャンセルになり、帰国することができなくなった。

ビザの延長手続きを行ったところ、留学ビザの代わりに「短期滞在資格(3か月)」の認証を受けた。この資格では、アルバイトもできず生活費に困っている。卒業するまで住んでいたアパートも引き払い、住民票もないまま友達の家にお世話になっている。いつ、飛行機が飛び、帰国できるかも分からず、大変不安。このような状況で、特別定額給付金を受給できるか教えてほしい。

I studied Japanese for 1 year and 3 months and graduated from the School on 18 March 2020. Due to Corona Virus, the flights have been cancelled many times, and I cannot come back to my country.

I went to Immigration Bureau for the extension of my VISA, and accordingly, my visa status changed from student to 90 days short-term stay. With this status, I just can "stay in Japan legally" with less living expenses and cannot earn any income by any part-time job that are allowed for student. There is still no information related to a potential flight schedule from Japan.

Recently, I has been made aware that "100,000 yen support for Japanese and foreigner living in Japan". However, is my case eligible for this policy? My house rental contract has ended and I have been living in my friend's house.

オンラインで最新の新型コロナウイルス対策情報を提供した事例



【対応状況】(英語メールでの回答)

<4月22日の回答>

現在、特別定額給付金として、一律10万円を支給することを予定しており、令和2年4月27日の基準日に、住民基本台帳に記録されている者が対象となっているため、あなたのような事例が支給の対象になるかについては、現在検討中ですのでしばらくお待ちください。

<6月4日 追加の回答>

出入国在留管理庁は、これまで感染症の影響により帰国が困難となった在留者に対して、「短期滞在(90日)」又は「特定活動(3か月)」の在留資格を認めていましたが、今後、「特定活動(6か月)」の在留資格を認めることになりました。

特別定額給付金の受給のために、「特定活動(6か月)」の在留資格への変更申請を行い、住民票の登録を行うことが可能かどうか、改めて、お住まいの市区町村に御相談いただくことをお勧めいたします。

※その後、相談者から情報提供に対する感謝のメールがありました。



<Response on 22 April>

At present, the Japanese Government has decided to pay 100,000 yen per person as the Special Fixed-sum Benefit. As you know, the benefit will be paid to “the person recorded in the Residential Basic Book on the date of April 27, 2020 (reference date)”. It is currently under consideration if a person in your situation can receive this benefit.

Please be patient while the government’s policy on this issue is determined. To find out the latest updates about this benefit, please make an inquiry with the MIC Call Center or look at the MIC Web Page related to the benefit.

<Response on 4 June>

The Immigration Services Agency (ISA) of Japan had granted the status of residence of “Temporary Visitor (90 days)” or “Designated Activities (3 Months)” to those foreign resident who have difficulty returning to their home country up until 20 May 2020. And now the ISA has introduced the ‘New handling from May 21’ including granting the status of residence of “Designated Activity (6 Months)” to those foreign residents at the next application for extension of period of stay.

In addition to checking the relevant information above at the nearest ISA, we advise you to make contact with your municipality whether your residence record will be registered, and then you might be able to receive the Special Cash Payment once you are granted “Designated Activity (6 Months)”

6. 令和2年度 新型コロナウイルス感染症に関する英語メールの相談事例 ②

事例2) 英語教室を経営しているが、2月から生徒がいなくなった

【相談要旨】(英語メールでの相談)

私は日本在住の個人事業主です。小さな英語教室を経営していますが、2月から生徒がいなくなったため、ほぼ無収入の状態です。

私は日本語を少し理解できますが、複雑な問題には十分対応できません。私と家族に対する30万円の給付金を申請できるそうですが、必要な情報を見付けることができません。助けてください。

I am a small business owner living in Japan. I have a small English school and I have not had regular students since February, and as such I have had almost no income. I understand a little Japanese but not enough to complete something complicated. I know I can apply for 300,000 yen for 3 of our family, but I can't find information on how to do this. Any help would be greatly appreciated.

オンラインで最新の新型コロナウイルス対策情報を提供した事例



【対応状況】(英語メールでの回答)

総務省では、令和2年4月27日時点で住民登録されている方(外国人を含む。)に対し、10万円の「特別定額給付金」を給付することとしています。現在、お住まいの市区町村で、申請書送付を含む必要な手続きを鋭意行っておりますので、しばらくお待ちください。

また、あなたが「個人事業者」である場合、経済産業省から給付金を受けられる可能性があります。詳細については、同省のホームページで最新の情報を御確認ください。

The Ministry of Internal Affairs and Communications is providing 'the Special Cash Payment' of 100,000 yen to all persons, including foreigners, who are registered with Basic Resident Registration System as of April 27, 2020. The municipal office in which you are residing is earnestly making necessary arrangements such as sending the application forms at present. Your patience is appreciated.

In addition, if you are an 'individual business operator', there is a possibility of receiving the subsidy provided by the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI). For details, please check the latest information on the METI website.